○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第1号

令和4年2月10日第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和4年1月21日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者　石 川　　清

○ 会　期

令和4年2月10日　1日間

○応　招　・不　応　招　議　員

応招議員（7名）

1番　中　村　拡　史　　2番　内　野　嘉　広

4番　藤　野　　登　　5番　宮　坂　裕　之

6番　長谷川　　清　　7番　森　田　文　明

8番　猪　俣　直　行

不応招議員（1名）

3番　松　尾　孝　彦

令和4年第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程（第1号） 令和4年2月10日

日程第1　会議録署名議員の指名について

日程第2　会期の決定について

日程第3　諸報告

- 専決処分の報告について（報告第1号）
- 現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

日程第4　議案第1号　坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第5　議案第2号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第6　議案第3号　令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件

日程第7　議案第4号　令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件

日程第8　閉会中の事務調査について

日程第9　一般質問

午前10時00分開会

出席議員（7名）

1番　中　村　拡　史　　2番　内　野　嘉　広

4番　藤　野　　登　　5番　宮　坂　裕　之

6番　長 谷 川　　清　　7番　森　田　文　明

8番　猪　俣　直　行

欠席議員（1名）

3番　松　尾　孝　彦

説明のための出席者

管 理 者　石　川　　清　　副管理者　齊　藤　芳　久

会計管理者　近　藤　　猛　　消 防 長　中　村　政　美

次　　長　吉　川　正 晃　　次長（坂戸消防署長事務取扱）神 田　栄 彦

副参与（総務課長事務取扱）沼 田 淳 司　管理課長　田　口　　孝

予防課長　今　野　淳　一　　警防課長　山　田　勝　也

指揮指令課長 山 岸　久 人　　鶴ヶ島消防署長 小　川　浩 明

監査委員　田　中　浅　男

事務局職員出席者

書　記　松　本　　修　　書　記　淡　路　　聡

書　記　平　田　陽　一　　書　記　西　澤　雄　人

書　記　大　塚　愛　子

◎開会及び開議の宣告　　（午前10時00分）

○藤野　登議長　議員の皆さん、おはようございます。

現在の出席議員7人、欠席議員1人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長の挨拶

（藤野　登議長起立）

○藤野　登議長　議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第であります。

本日は、「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を含む4議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決とともに、議事の運営につきまして格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

（藤野　登議長着席）

◇

◎議事日程の報告

○藤野　登議長　議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○藤野　登議長　日程第1・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

2番　　内　野　嘉　広　議員

5番　　宮　坂　裕　之　議員

の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○藤野　登議長　日程第2・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、令和4年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

・　専決処分の報告について（報告第1号）

・　現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

○藤野　登議長　日程第3・「諸報告」をいたします。

はじめに、地方自治法第180条第2項の規定により、管理者から専決処分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より令和3年10月分から12月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第1号～議案第4号の一括上程について

○藤野　登議長　お諮りいたします。

日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第7・議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第1号～議案第4号の一括上程、説明

○藤野　登議長　日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第7・議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

（石川　清管理者登壇）

○石川　清管理者　おはようございます。ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までの4件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でありますが、女性部の活動の拡充、強化を図るため、女性部の団員定数を3人増やすものであります。これにより、鶴ヶ島市消防団員の基本団員の定員を60人から63人にするため、改正しようとするものであります。

次に、議案第2号・「埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について」でありますが、本年4月1日から「埼玉県都市競艇組合」が「埼玉県都市ボートレース企業団」に名称を変更することから、同組合規約を変更することの協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第3号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,986万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,902万7,000円にしようとするものであります。

主な内容について申し上げますと、年度末となり事業費の確定に伴い、歳入につきましては組合債の限度額を変更する等所要の措置を行うほか、歳出につきましては歳出科目ごとに事業費の確定に伴い不用額が見込まれるものにつきまして、減額措置を行おうとするものであります。

なお、歳出に見合う財源といたしましては、決定いたしました国庫支出金を計上するとともに、構成市負担金をはじめ他の歳入科目を減額し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」でありますが、令和4年度一般会計予算につきましては、本組合の構成市であります坂戸市及び鶴ヶ島市を取り巻く極めて厳しい財政状況を十分認識し、財政の健全性を堅持しつつ、市民生活の安全・安心を確保するため、災害に強いまちづくりの実現を目指して、総合的で広範囲にわたる消防防災体制の整備確立を図るため、事務事業を計画的に執行することを基本とし、予算の総額につきましては歳入歳出それぞれ25億7,686万9,000円といたしました。これは前年度当初予算と比較いたしますと8,217万3,000円の増となっております。

はじめに、歳出予算計上額の主な内容につきまして申し上げますと、まず議会費及び監査委員費につきましては、報酬のほか一般経常的経費を計上するとともに、一般管理費につきましては、組合の財産管理上必要とする経費及び事務執行に要する経費が主な内容であります。

次に、常備消防費につきましては、主要事業といたしまして人員関係でありますが、令和3年度退職者が7名でありますことから、その補充及び消防力充実強化といたしまして新たに9名を採用し、210名とするものであります。

また、職員の給与費と職員研修事業、その他事務・事業の執行上必要な経常的経費でありますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を注視し、感染予防対策を取りながら、市民参加による防火・防災講習会の開催をはじめ、火災による死傷者の大半を占める住宅火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置促進事業及び住宅防火モデル地区指定事業を推進するとともに、事業所を対象とした防火対象物・危険物施設等の防火査察を実施し、火災予防の推進を図ってまいります。

また、救命率の向上を図る目的から、救急救命研修所へ2名の職員を派遣し、資格取得の促進を図るとともに、救急救命士を教育、指導する指導救命士養成研修へ救急救命士1名を派遣し、高度救急体制の充実強化に努めてまいります。

さらに、市民、学校、事業所等を対象としたAEDの取扱い方法を含む救命講習等、応急手当の普及啓発事業を新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら推進してまいります。

次に、非常備消防費の坂戸市消防団費及び鶴ヶ島市消防団費でありますが、主なものは団員の報酬のほか、団の運営に要する経費であります。

次に、常備消防施設費につきましては、地域住民の安全を確保すべく、現有資機材の有効活用を図りながら消防需要の増大に的確に対処するため、坂戸消防署の坂戸救急2号車を更新配備いたします。また、坂戸消防署東分署移転事業におきましては、建設工事設計業務を委託し、整備を進めるものであります。

次に、坂戸市消防施設費におきましては、40立方メートル型耐震性貯水槽3基を新設設置するほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費及び維持管理費負担金等であります。

また、鶴ヶ島市消防施設費におきましては、40立方メートル型耐震性貯水槽2基を新設設置のほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費及び維持管理費の負担金等であります。

これらに見合う歳入といたしましては、坂戸市及び鶴ヶ島市並びに西入間広域消防組合の負担金が主なものでありますが、その他組合債、繰越金等を計上し、収支の均衡を図った次第であります。

以上、令和4年度予算の主な内容を申し上げましたが、必要最小限の経費をもって効率的な財政運営を図ることを基本とし、消防施設の計画的充実と、消防職・団員の資質の向上に努め、消防防災体制を整備・確立してまいりたいと存じます。

以上、議案第1号から議案第4号につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

（石川　清管理者降壇）

○藤野　登議長　以上をもって提案理由の説明は終わりました。

◇

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○藤野　登議長　これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 7番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について質疑を行います。

本条例改正案については、鶴ヶ島市消防団員の定数について、女性消防団員の活動の充実強化を図ることを目的に、女性消防団員を現行の7人から10人に3名増員する内容となっておりますが、増員する定数を3名としたその理由について伺います。

○藤野 登議長 田口管理課長、答弁。

○田口 孝管理課長 お答え申し上げます。

今年度初め、鶴ヶ島市消防団女性部は、既に定員に達しており、さらに女性部へ1人の入団希望者がございました。しかし、定員に達していることから、女性部に入団することができず、さらに鶴ヶ島市消防団からも将来的には分団定数と同じ12人にしたい旨の増員要請がございました。そのことから、増員する人数につきまして協議しましたところ、実情に合わせ、段階的に増やしていくこととし、女性部の定数を3人としたものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 再質疑を行います。

女性消防団員を現行の7人から10人と増員することにより、具体的にどのように活動の充実強化が図れることになるのか伺います。

○藤野 登議長 田口管理課長、答弁。

○田口 孝管理課長 お答え申し上げます。

大規模災害発生時は、活動する地域が広範囲になりますことから、災害規模に応じた避難誘導、応急救護及び後方支援等の活動が必要となります。被災者の中には多くの女性も罹災することが想定されますことから、状況に応じまして女性消防団員の分散等をし、女性ならではの細かな活動が期待されます。

また、地域における防災訓練での複数会場の応急手当指導の補助や、地域住民へ啓発活動においても活力のあるきめ細やかな対応ができ、活動の充実強化が図れるものと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○7番（森田文明議員） 了解です。

○藤野 登議長 ほかに。

6番・長谷川清議員。

○6番（長谷川 清議員） 6番、長谷川清です。議案第1号につきまして質疑をさせていただきたいと思います。

今、議案となっておりますのは、鶴ヶ島市消防団の女性団員の活動の充実及び強化のために3名の団員の定数を増やすということでご答弁がありまして、そちらのほうは消防体制の充実強化、非常にいいことかなと思っておる一方で、今議会に先立ちまして、我々に頂いた資料の中の坂戸・鶴ヶ島消防団員の欠員についてというような内

容があって、一方で女性団員の、鶴ヶ島ですけれども、充実強化を図る一方で、坂戸市消防団の欠員が47名出ていると。実に定数の20％が今欠員状態と。先ほど市長が令和4年度の事業についてというような中で、消防体制の充実強化を図っていくというその陰で、20％の欠員が生じてしまっているという状況は、ゆゆしき問題かなと思うのですが、鶴ヶ島市の女性団員が消防団のほうからの要請があったことを受けてというご説明があったと思うのですが、当消防組合において、やはり消防団の充実強化、少なくても定数を満たしていくという努力は必要なのではないかなと思う一方で、昨今の新聞紙上でも、これは全国的な消防団員の成り手不足というような報道もされておる中で、当組合は消防団にある程度これは任せてしまっている部分が多々あるとは思うのですが、この辺の内容について、消防体制という状況から鑑みて非常に問題があると。組合として取り組まなければならない部分もあるのかなと思うのですが、そのお考えについてお示しをいただきたいと思います。

○藤野　登議長　石川管理者、答弁。

○石川　清管理者　年々消防団員の人数が減ってきております。サラリーマン化しまして、自宅にいる人が非常に少なくなっています。役所の職員も消防の団員になってほしいと。結構なっていますが、本市の議員さんからも消防団員が少ない、どうにかしろという話がありましたが、私は議員のときに消防団員をお願いしました。ですから、議員さんを含めて全市民が消防団員を必要だと、そういう感覚から、議員さんは市民から選ばれた一人でありますので、まず坂戸市の場合は議員さんを筆頭に、消防団確保をこれからお願いしたいと思っております。

鶴ヶ島と坂戸の違いは、消防団員が災害があると水防団員になります。これからどんな災害が起こるか分かりません。消防団員の人たちは、地元のことを一番分かっております。ですから、ぜひ管理者としては、定員に満たすようにこれからしっかりみんなと協力しながら努力してまいりますので、議員の皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

○藤野　登議長　よろしいですか。

6番・長谷川清議員。

○6番（長谷川　清議員）　今、管理者のほうから坂戸の議員さんを中心にというようなお話だったのですが、議員の職務は、私はそういうふうには考えておらないものですから、基本的には管理者を中心として、消防組合の仕事としてやるものなのか、それとも消防団というふうな形でやるものなのか。その中でサポートをするという意味では、市長を中心として、片や議員さんもという協力というのは当然あってしかるべきなのかなと思うのですが、やはり定数の確保に関しての機能というのですか、環境整備、そういった仕組み、そういったものに関しては、組合を挙げて考えていただいて取り組んでいただかなければ、やはりまたさらに今管理者からあったように、年々減少していって、特にそのしわ寄せが市の職員さんに今行っているという、しわ寄せと言っていいのかどうか分からないですけれども、ご協力、職員さんにしていただいているというのが実情だと思うので、何かしらの方策を、私自身、今はぽっと出てきませんけれども、考えていただくのにやっぱり20％というのは非常にちょっと大きいかなと思います。特に坂戸は、先ほどやっぱり管理者からありました水防というようなところがあって定数が多いというような部分もあるのかもしれないですが、その辺もしっかりと見詰めて検証していただいて、また先に送らないで、ぜひともこちらの部分の成り手の強化につなげていただきたいなと思います。当議案の内容は、鶴ヶ島市の女性団員さんということですけれども、併せてご提案させていただいて、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

○藤野　登議長　石川管理者、答弁。

○石川　清管理者　消防団員の人たちの働きというのは、市長として、管理者として非常に感謝していますので、お

金の部分もだいぶ県の中ではいいほうになったのではないかなと思いますが、労働に対価は必要でありますので、その辺を踏まえ、いかに消防団員が大切なものかということは、坂戸市の広報を含め、しっかりと周知して、みんなで協力しながら消防団員を増やしていきたいと思いますので、またその節のご協力をよろしくお願いいたします。

○藤野　登議長　よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○藤野　登議長　次に、日程第5・議案第2号・「埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○藤野　登議長　次に、日程第6・議案第3号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○藤野　登議長　次に、日程第7・議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」に対する質疑に入ります。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　7番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」について質疑を行います。

予算書の19ページの歳出、目1常備消防施設費、節12委託料、説明欄の坂戸消防署東分署建設工事設計業務委託料3,585万2,000円について伺います。この委託料については、坂戸消防署東分署の中小坂地内への移転に伴い、新たに建設する新庁舎の設計業務委託料であると理解しているところであります。新たに建設する庁舎については、消防活動を円滑に行うための訓練活動拠点として、また災害に備える住民啓発拠点としての機能が総合的に整備された施設とされ、附帯設備として消火栓、防火水槽、自家用給油設備、出動信号板等を整備する計画が既に示されております。

質疑ですが、1点目として、消防団は操法訓練をする場所探しに大変苦慮している実態があるわけでありますが、建設する新庁舎に消防団が操法訓練等を行える場所を確保する考えについて伺います。

2点目として、整備を予定している自家用給油設備設置の目的、必要性について。

3点目として、自家用給油設備の給油燃料の種類と貯蔵容量について。

4点目として、自家用給油設備の平常時と災害発生時、それぞれの活用方法について。

5点目として、自家用給油設備設置に係る概算工事費について。

6点目として、自家用給油設備を設置する東分署新庁舎と坂戸消防署、坂戸消防署西分署、鶴ヶ島消防署のそれぞれの距離について。

以上6点をお伺いし、1回目の質疑といたします。

○藤野　登議長　山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長　お答え申し上げます。

はじめに、新たに建設する庁舎において消防団が行う操法訓練等の場所の確保についてでございますが、東分署の敷地では、消防団が操法訓練を実施する上で必要な直線距離が確保できないため、操法訓練場所としてはふさわしくありませんが、救助資機材取扱訓練などは実施できると考えております。

次に、整備を予定している自家用給油設備設置の目的、必要性についてでございますが、総務省消防庁から令和3年2月25日付で「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」が通知され、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこととし、1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましいとされておりますことから、非常用電源と併せて緊急車両等の燃料につきましても、安定した供給を目的に自家用給油設備を設置する必要があると考えております。

次に、自家用給油設備の給油燃料の種類と貯蔵容量についてでございますが、給油燃料の種類につきましては、車両及び自家用発電機の燃料となりますガソリン及び軽油を予定しております。容量につきましては、大規模災害発生時に常備及び非常備の消防車両のほか、坂戸市、鶴ヶ島市が保有する災害発生時に使用する車両につきましても、7日から10日程度燃料補給が行えるよう考慮して、計3万リットルで計画しておりますが、坂戸消防署東分署建設検討委員会で自家用給油設備を設置している消防本部等を参考にし、油種の配分量等も含め、検討しているところでございます。

次に、自家用給油設備の平常時と災害発生時のそれぞれの活用方法についてでございますが、災害時には先ほどご説明させていただいたとおり、常備及び非常備の消防車両のほか、坂戸市、鶴ヶ島市が保有する災害発生時に使用する車両の燃料補給を考えておりますが、平常時の運用方法につきましては、今後自家用給油設備を設置している消防本部を参考にし、坂戸消防署東分署建設検討委員会で検討していきたいと考えております。

次に、自家用給油設備設置に係る概算工事費についてでございますが、4,430万円を見込んでおり、緊急防災・減災事業の対象となっておりますことから、当事業の活用を予定しているものでございます。

次に、自家用給油設備を設置する東分署新庁舎と坂戸消防署、坂戸消防署西分署及び鶴ヶ島消防署のそれぞれの距離についてでございますが、東分署新庁舎から坂戸消防署までの走行距離が約5キロメートル、坂戸消防署西分署までの走行距離が約15キロメートル、鶴ヶ島消防署までの走行距離が約7キロメートルでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　再質疑を行います。

答弁では、消防団が操法訓練を行う上で必要な直線距離が新庁舎の敷地では確保できないとのことでありますが、これについてはやむを得ないとは考えますが、ぜひ消防団にも有効に活用できる施設として設計等を検討いただきたいと思います。

さて、附帯設備として設置する自家用給油設備に関しては、これまで具体的な説明がなかったのでお聞きいたしましたが、計画では災害発生時に常備及び非常備の消防車両のほか、坂戸、鶴ヶ島両市が保有し、災害発生時に使用する車両を燃料補給対象とし、7日から10日分程度の燃料補給が行えるようガソリン及び軽油を合わせて

3万リットルを貯蔵する。自家用給油設備設置に係る概算工事費は4,430万円を見込み、財源は緊急防災・減災事業債の活用を予定し、平常時の運用方法は今後検討するとのことであります。

再質疑ですが、1点目として、県内各消防本部等において自家用給油設備を設置している状況について伺います。

2点目として、自家用給油設備を設置した後の設備の維持管理に要する年間費用及び国、県からの財政支援の有無について伺います。

3点目として、各署、分署の車両が新東分署で給油する場合に要する時間について、どの程度を見込んでいるのか伺います。

4点目として、給油のために所属を離れた際に火災等災害事案が発生した場合の対応について、どのように考えているのか伺います。

5点目として、災害時における消防車両への燃料の供給については、坂戸・鶴ヶ島防火安全協会と災害時における燃料及び簡易救助器具等の支援協力に関する協定、これを令和2年11月15日に締結しておりますが、新東分署にこの自家用給油設備を設置した場合に、この協定はどのように取扱うのか伺います。

また、6点目として、令和2年度決算額では、常備消防費における燃料費の支出額は711万5,571円であり、新東分署に自家用給油設備を設置した場合に、現在消防車両に燃料を提供いただいているガソリンスタンドに与える影響は大きいものと思いますが、現行の協定では、災害時において消防車両への燃料供給は十分ではないと考えているのか。

以上6点について再質疑を行います。

○藤野　登議長　山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長　お答え申し上げます。

はじめに、県内において自家用給油設備を設置している消防本部等の状況についてでございますが、埼玉県内27消防本部中、6消防本部が自家用給油設備を設置している状況でございます。

次に、自家用給油設備を設置した後の設備の維持管理に要する年間費用及び国、県からの財政支援についてでございますが、当自家用給油設備を設置した場合、消防法により保安監督者及び危険物取扱者の選任義務がございますことから、これらの選任対象者に対しての講習代が年間約10万円、そのほか車両等へ給油する燃料代が必要となります。また、計量器の保守点検が7年に1度あり、点検代としておおむね20万円となります。ただし、燃料代につきましては、メーカー側からの入札により仕入れすることとなり、これまでの一般の給油取扱所での購入価格より安価で購入できるものと思われます。

なお、維持管理に要する国や県からの財政支援につきましては、調査いたしましたところ、該当する財政支援はございませんでした。

次に、各署の緊急車両が新東分署で給油する時間についてでございますが、坂戸消防署から自家用給油設備で給油して帰署するまでに要する時間につきましては片道約10分、給油時間を約5分として25分程度、坂戸消防署西分署につきましては片道約30分、給油時間を5分として65分程度、鶴ヶ島消防署につきましては片道約15分、給油時間を約5分として35分程度を見込んでおります。

次に、給油のために所属を離れた際に災害事案が発生した場合の対応についてでございますが、救急事案につきましては、災害現場に近い救急車から選択される出動体制となっておりますが、消防車両等が給油のために管

轄する地域を離れると、現場到着の遅れも考えられることから、車両を入れ替えるなどの対策を含め、平常時及び大規模災害時においての自家用給油設備の運用方法について、坂戸消防署東分署建設検討委員会で検討してまいります。

次に、自家用給油設備の設置後の坂戸・鶴ヶ島防火安全協会との災害時における燃料及び簡易救助器具等の支援協力に関する協定の取扱いについてでございますが、災害時の活動に際し、現場での燃料供給及び災害活動で必要な救助器具等の借用、都市ガスのライフライン寸断時のLPガスの供給につきましても締結していることから、坂戸・鶴ヶ島防火安全協会との協定は継続して締結をお願いする予定でございます。

次に、災害時、現行の協定では、燃料供給は十分でないのかについてでございますが、内閣府の防災情報資料によりますと、東日本大震災の発生時には、給油所の操業停止及び太平洋沿岸の貯蔵施設の破損等により燃料供給が途絶した経緯や、燃料の在庫があっても物流に障害等があり、安定供給に時間がかかりましたことから、協定だけでは消防車両等の燃料を確保できるとは言えないと考えております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　再々質疑を行います。

東分署の移転については、坂戸消防署東分署庁舎建設調査検討結果が議会に示され、今回新庁舎を建設する予定の中小坂地内は、当初管轄全域で検討すると南寄りに位置するため、配置が不適切であるとの検討結果が示された場所でありましたが、これまでの経緯を踏まえれば、中小坂の建設についてはやむを得ないと理解しているところであります。

しかしながら、この自家用給油設備を設置することについては疑問も残ります。大規模地震等の災害発生時に備えることは重要であって、自家用給油設備そのものを否定するものではありませんが、設置しようとしている東分署の位置が坂戸消防署や坂戸消防署西分署、鶴ヶ島消防署から遠く、災害発生時に現場を離れて果たして車両が給油に行くことが可能なのかどうか。また、常備消防車両だけでなく、坂戸市、鶴ヶ島市両市消防団車両や坂戸市、鶴ヶ島市両市の庁用車も給油するのに適当な位置なのか疑問であります。

また、貯蔵する軽油やガソリンも長期間貯蔵すると品質低下することから、平常時においても使用することとなると考えられますが、給油のためだけに常備消防車両が所属の署から一定時間離れてしまうリスクもありますし、消防団が給油に行く際の事故発生のリスクもあるわけであります。そうしたことも含め、総合的に考慮いたしますと、多額の費用を要する自家用給油設備を設置するのであれば、給油対象となる車両が災害発生時に確実に行ける組合管内の中心位置に設置すべきではないかと私は考えます。

質問ですが、これまでの答弁で、貯蔵する油種の配分量や平常時においての自家用給油設備の運用方法は、今後坂戸消防署東分署建設検討委員会で検討していくとのことでありますが、自家用給油設備の設置は緊急防災・減災事業債の対象事業であることもありますので、東分署新庁舎建設と切り離して別途設置することも含め、慎重に検討していく必要があると考えますが、所見を伺います。

また、2点目として、この自家用給油設備の設置は、大規模地震等の災害発生時における活動車両の燃料給油計画として、構成両市の地域防災計画に位置づける必要も出てくることも想定されますが、災害時、平常時を問わず、消防団車両へも給油する計画であることを考慮いたしますと、今後構成両市や消防団と十分協議しながら

進めていくべきと考えますが、ご見解を伺います。

以上2点をお伺いし、最後の質疑といたします。

○藤野　登議長　石川管理者、答弁。

○石川　清管理者　東日本大震災のときにどれほど苦労したか。消防車を含め救急車、役所の車、それを考えれば、もう想定外は災害で市民に言えない。ということは、やっぱりそういう施設は絶対に必要だと思う。場所がどことかではなくて、いざというとき、あれほど人の命に関わること、燃料がないと。だから、管理者としてはしっかりとそれをつくって、それの活用の仕方もこれからしっかり、坂戸、鶴ヶ島の人たちとも役所とも相談しながら、いい方向性に持っていきたいと思います。その施設は絶対必要だと思っています。

○藤野　登議長　山田警防課長、答弁。

○山田勝也警防課長　議員の質問に対しまして順次お答えさせていただきます。

はじめに、自家用給油設備の設置を東分署新庁舎建設と切り離して別途検討する考えについてでございますが、今回計画している自家用給油設備は、東分署建設に合わせ設置を予定しているものでありますが、自家用給油設備は東日本大震災のような大災害が発生した場合でも、災害対応のための燃料を安定的に確保するための施設でございます。

議員のご指摘のとおり、このように災害対応のため、当消防組合の車両、消防団車両及び構成市の車両の燃料確保とするのであれば、管内の中心的な位置が最も適切と認識しておりますが、ご承知のとおり、当消防本部、坂戸消防署の敷地内は、庁舎、訓練棟及び車庫が建設されており、自家用給油設備を設置するのに必要な保有空地等も考慮した安全かつ的確な空地等は存在しておらず、また鶴ヶ島消防署の敷地内も訓練棟や訓練スペース、これから新設される車庫を考慮した場合、同敷地内への自家用給油設備を設置することは難しく、よって当東分署建設に合わせ設置を計画させていただいたものでございます。今後におきましては、平常時または緊急時の運用方法について最も効果的な活用方法等を坂戸消防署東分署建設検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

次に、今後構成市や消防団と十分協議しながら進めるのかについてでございますが、自家用給油設備に関しての運用方法などにつきまして検討していく中で、構成市や消防団からの意見、要望等を聞くなど、十分協議を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○藤野　登議長　ほかに。

5番・宮坂裕之議員。

○5番（宮坂裕之議員）　5番、宮坂裕之です。ただいま議題になっております議案第4号・「令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」について質疑を行います。

1点目といたしまして、予算書13ページ、款2総務費、目1一般管理費、節12委託料、説明欄下から5項目め、消防イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託料132万2,000円でありますが、着ぐるみ製作の目的について伺います。

2点目といたしまして、予算書15ページ、款3消防費、目1常備消防費、節10需用費、説明欄下から2項目め、高機能消防指令センター修繕料680万円でありますが、この詳しい内容について伺います。

最後に、3点目といたしまして、同ページ、節17備品購入費、説明欄3項目め、救急備品（消防署）179万4,000円

のうち、せんだって頂いた資料、予算概要5ページ下段になります。オゾン殺菌ロッカー計162万3,600円についてでありますが、どのような理由で整備をするのかをお伺いいたします。

○藤野　登議長　沼田副参与、答弁。

○沼田淳司副参与（総務課長事務取扱）　宮坂議員さんからの数点にわたるご質問の中の総務関係についてお答えを申し上げます。

消防イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託料の目的についてでございますが、消防イメージキャラクター「さかぼう・つるぼう」を令和2年度に幼少期から青年期への防火意識の向上を図る目的に制定し、今までにつきましても啓発品等を作製するとともに、各車両に「さかぼう・つるぼう」のステッカーを貼付し、啓発を図っているところでございます。来年度、当消防組合発足50周年を迎えることから、消防イメージキャラクター着ぐるみを製作し、各種事業等において積極的に活用し、市民に親しみを持っていただき、火災予防の啓発及び防火意識の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　山岸指揮指令課長、答弁。

○山岸久人指揮指令課長　次に、指揮指令関係についてお答え申し上げます。

高機能消防指令センター修繕料についてでございますが、埼玉西部地域消防指令事務協議会消防共同指令センター整備の関係から、当初令和4年度に予定しておりました全更新につきましては、実施しないことと決定したものでございます。このことから、平成24年度に部分更新を実施しました装置が耐用年数も既に超えておりますことから、通常保守を受けられず、これらが万が一故障した場合の措置として修繕料を増額し、対応を図るものでございます。保守対象外の装置といたしましては、自動案内順次指令装置、防災連動装置、防災連動ログ収集装置でございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　神田次長、答弁。

○神田栄彦次長（坂戸消防署長事務取扱）　次に、消防署関係についてお答え申し上げます。

オゾン殺菌ロッカーについてどのような理由で整備するのかについてでございますが、新型コロナウイルスに対する効果は、現在研究段階ではありますが、同じウイルス構造を持つコロナウイルス、SARS、MARS及びインフルエンザウイルスに対しては、有効な殺菌効果があるとされております。また、奈良県立医科大学や藤田医科大学等の研究においても、オゾンによる消毒により新型コロナウイルスを不活化するというデータが発表されております。救急隊員を感染の脅威から守ることは、消防組合としての使命であります。そのため、現在までは殺菌線消毒ロッカー計4台を各署に設置して消毒の対応をしているところでございますが、より殺菌効果に優れ、かつ科学的根拠のあるオゾンロッカーを各署に追加配備して、救急活動における感染対策を強化したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

5番・宮坂裕之議員。

○5番（宮坂裕之議員）　再質疑を行います。

消防イメージキャラクターの作製が若い年代への防火意識の向上、また消防組合に対する親しみやすさの向上

に有効であるというのは私も考えるところであり、また令和4年度が50周年という大きな節目であるということは理解をいたします。しかし、現在も変異を続ける新型コロナウイルス感染拡大の収束が全く見えない中、これだけの金額をかけて作製するものが有効に活用されるのかという疑念も拭えないところであります。そこで、この着ぐるみをどのような事業で活用するのか伺います。

次に、高機能消防指令センターについて、共同指令センター整備の関係から全部更新を見送り、通常保守を受けられないもののみの修繕での対応との答弁でありましたが、仮に令和4年度に全部更新を行った場合、費用はどの程度かかる見込みだったのかお伺いいたします。

次に、オゾン殺菌ロッカーについての答弁の中で、現在は殺菌線消毒ロッカーを使用しているとありました。現在使用している殺菌線消毒ロッカーは、どの程度の年数、使用しているのかお伺いいたします。

○藤野　登議長　沼田副参与、答弁。

○沼田淳司副参与（総務課長事務取扱）　お答え申し上げます。

消防イメージキャラクター着ぐるみをどのような事業で活用するのかについてでございますが、当消防組合消防出初め式、大規模な消防訓練及び各種イベント事業などにおいて、市民の目に触れる機会などに積極的な活用を考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により事業等が中止になった場合におきましては、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部ユーチューブ公式チャンネル等を通して啓発に努め、来年度以降におきましても継続的に活用できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　山岸指揮指令課長、答弁。

○山岸久人指揮指令課長　お答え申し上げます。

令和4年度に予定どおり全部更新していた場合の高機能消防指令センター更新費用についてでございますが、消防指令業務共同運用協議会の消防指令業務共同運用に係る調査研究結果報告書の概算事業費で申し上げますと、当消防組合と西入間広域消防組合の概算総事業費6億1,120万8,000円で、当組合の概算額は3億8,689万4,664円でございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　神田次長、答弁。

○神田栄彦次長（坂戸消防署長事務取扱）　お答え申し上げます。

現在保有している殺菌線消毒ロッカーの使用年数についてでございますが、坂戸署は3年、東分署は2年、西分署は27年、鶴ヶ島署は15年となっております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

5番・宮坂裕之議員。

○5番（宮坂裕之議員）　再々質疑をオゾン殺菌ロッカーについての1点で行います。

先ほどの答弁で、現在使用している殺菌線消毒ロッカーは、坂戸署が3年、東分署は2年の使用年数と、かなり新しいことが分かりました。そこにオゾン殺菌ロッカーを導入するということになりますが、殺菌線消毒ロッカーと入れ替えるのでは、あまりにももったいないといいますか、無駄遣いになってしまうと考えます。

そこで、オゾン殺菌ロッカーと殺菌線消毒ロッカーの使用は、どのようにする予定なのかお伺いをいたします。

○藤野　登議長　神田次長、答弁。

○神田栄彦次長（坂戸消防署長事務取扱）　お答え申し上げます。

オゾン殺菌ロッカーと殺菌線消毒ロッカーの使用についてでございますが、殺菌線消毒ロッカーは紫外線により消毒を行うもので、紫外線により新型コロナウイルスを不活化させるメカニズムにつきましては、理化学研究所等の研究により、既に明らかにされているところでございますが、殺菌線消毒ロッカーとオゾン殺菌ロッカーを併用して使用することで、感染防止への消毒効果をより効果的にするものであると考えております。

以上でございます。

○藤野　登議長　ほかに。

1番・中村拡史議員。

○1番（中村拡史議員）　1番、中村拡史です。令和4年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件について質疑をいたします。

予算書17ページの坂戸市消防団、1報酬、機能別消防団員報酬及び18負担金、補助金及び交付金、団運営交付金についてお伺いいたします。坂戸市及び鶴ヶ島市を問わず、今後大規模災害の発生が予想される中、坂戸市消防団では定員を割り込んでおります。鶴ヶ島市消防団では、ほぼ定員となっておりますことから、先ほど長谷川議員さんからもご提言がございましたけれども、坂戸市消防団について2点お伺いいたします。

まず1点目は、大規模災害の発生時に備えて消防団員、機能別団員を確保するため、現在どのような取組がなされているのかという点について。

続きまして、2点目、団員確保のために広報の在り方も重要であると考えておりますが、坂戸市消防団広報紙などの定期発行やソーシャルメディアを活用した広報など、現在の広報の在り方についてどのように取り組まれているのか。

以上2点をお伺いいたします。

○藤野　登議長　田口管理課長、答弁。

○田口　孝管理課長　お答え申し上げます。

ご質問1点目につきましては、坂戸市消防団員は、大規模災害時には災害の最前線に立ち、救助活動、捜索活動、情報収集活動を担う基本団員と、避難所運営等の後方支援を担う女性部並びに機能別団員による活動体制を取ることとなっております。また、坂戸市消防団につきましては、昨年8月から勧誘方法の見直しや、勧誘活動を通じて地域の新入団員候補となる年齢層の状況の確認など、情報を共有する部会を立ち上げ、各部の欠員補充に取り組んでいるところでございます。

また、機能別団員でありますが、城西大学、女子栄養大学、明海大学に在学の学生から定員の40人を継続的に確保しているところでございます。さらに、埼玉県応援プロジェクトなどの支援制度を広く周知して、団員確保に理解を深めているところでございます。

続きまして、2点目のご質問につきましてお答え申し上げます。坂戸市消防団では、団員の方により編集、作成いたしました「水のひびき」を年1回、2月の坂戸市の広報紙に折り込み、市内全戸に配布をしております。令和3年度につきましては、市内全戸のほかに関係機関へ配布を依頼し、坂戸市市民課の協力をいただき、転入者へ配布をしている状況でございます。

さらに、坂戸市消防団の広報委員会では、ホームページ、フェイスブック及びツイッター等を活用し、広報活動に取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

1番・中村拡史議員。

○1番（中村拡史議員）　消防団員の確保に向けて積極的に常に複数の媒体、方法で働きかけられているということであります。そこで、再質疑を行います。

まず1点は、ただいまのご答弁の中にもございましたが、埼玉県消防団応援事業所プロジェクト、この概要についてです。また、管内における事業者の登録件数についてもお伺いいたします。

そして、消防団の広報についてでありますが、ただいまのソーシャルメディアを活用した広報もなされているということがございましたが、現在のソーシャルメディアを活用した広報の現状についてお伺いをして、再質疑といたします。

○藤野　登議長　田口管理課長、答弁。

○田口　孝管理課長　お答え申し上げます。

埼玉県消防団応援事業所プロジェクトの概要について、また本プロジェクトの管内における登録件数についてでございますが、消防団員の入団を促進し、地域の防災力の向上を図るとともに、福祉の向上に努めるものといたしまして、埼玉県消防協会の協力により、埼玉県では平成28年11月1日から展開しております。埼玉県からの協力依頼に基づきまして、消防組合といたしましては平成28年12月20日に坂戸市商工会及び鶴ヶ島市商工会を通じまして各事業所へ登録依頼をしております。

現在、埼玉県消防団応援事業所プロジェクトの消防団の応援の店としての登録件数につきましては、令和3年1月31現在ではありますが、埼玉県では2,770件の登録となっております。また、管内の登録件数につきましては、令和4年2月1日現在で、坂戸市24件、鶴ヶ島市16件、合計40件の登録件数となっております。

次に、ソーシャルメディアを活用した現在の活用実態についてでございますが、坂戸市消防団のソーシャルメディアの活用につきましては、消防団により月に1回から、さらに行事等に応じた回数で更新をしているとのことでございます。また、坂戸市消防団のホームページ内のコンテンツにつきましては、消防団紹介、分団紹介、年間行事、活動報告などとなっております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

1番・中村拡史議員。

○1番（中村拡史議員）　再々質疑を行います。

ただいまご説明をいただきましたように、消防団応援事業所プロジェクトは、地域で消防団について周知をし、勧誘を促す有効な手段です。消防団応援の店には表示証を掲示し、また消防団員に配布する消防団員カードを登録事業所で提示するか、事業所から頂けるクーポン券の利用により割引などのサービスが受けられる消防団員への優遇制度として、市内で生活をする方々が日常生活の中で消防団について知るきっかけとして重要な取組と考えます。管内の登録件数は、合計40件ということで、今後も伸び代は十分にあると考えます。そこで、今後の登録事業者の増加に向けた方針について1点お伺いいたします。

また、ソーシャルメディアによる広報についても理解いたしました。総務省の調査によりますと、令和2年の国内SNS利用率は約73％、また20代では9割を超える利用率となっており、ソーシャルメディアのサービスではラインが10代から40代で9割以上の利用率である一方で、現在使用されているフェイスブックの利用率は、10代では20％を下回る。そして、40代と60代を除く各年代で減少傾向にあるなど、特定の傾向が見られます。また、地方公共団体の業務におけるラインの利用状況に関する総務省の調査によれば、都道府県47団体の利用率は100％、市区町村では約64％がラインを活用した業務を行っております。こうした調査の一部を見ても、今後消防団についてより広く周知をし、団員となり得る年齢層に効果的に周知をしていくために、利用するソーシャルメディアサービスの選定から広報体制の拡充なども含め、検討を重ねる必要があると考えますが、今後の方針についてお伺いいたします。

○藤野　登議長　田口管理課長、答弁。

○田口　孝管理課長　お答え申し上げます。

今後の登録者増加に向けた方針についてでございますが、消防組合ホームページ、坂戸市及び鶴ヶ島市の広報紙に掲載、さらに坂戸市商工会及び鶴ヶ島市商工会への再度の配布の協力依頼をお願いし、登録事業者の募集案内をしてまいりたいと存じます。

今後の方針についてでございますが、坂戸市消防団の広報委員会では、委員である団員が様々な意見を出し合い、検討しており、より多くの市民と入団につながる年齢層で閲覧いただけるよう取り組んでいるところでございます。今後におきましても、改良と検討を重ね、効果的な広報展開に努めてまいります。

以上でございます。

○藤野　登議長　ほかに。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野　登議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会中の事務調査について

○藤野　登議長　次に、日程第8・「閉会中の事務調査について」を議題といたします。

概要につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。本件を閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野　登議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前11時09分

再開　午前11時15分

○藤野　登議長　再開いたします。

◇

◎一般質問

○藤野　登議長　日程第9・「一般質問」を行います。

通告者は1人であります。

発言を許可します。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

7番・森田文明議員。

（7番「森田文明議員」登壇）

○7番（森田文明議員）　7番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

通告した質問は1点、防火対象物への立入検査と違反是正についてであります。昨年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、25名もの貴い命が奪われました。今回の火災現場であるビルは8階建てであり、現行の建築基準法では、6階以上の建物は、地上に降りられる階段を2か所以上設置するなど、2方向避難の確保が義務づけられているものの、火災現場となったビルは、1974年に改正された現行法の施行以前に建てられたビルであったことから、避難通路は1つしかなく、現在の法令基準を満たしていない既存不適格建築物でありました。

総務省消防庁は、今回の火災を受け、全国の雑居ビル約3万棟について立入検査を実施するよう、昨年12月19日付で都道府県知事宛てに通知しました。防火対象物への立入検査については、対象を原則として一戸建て住宅を除く延べ床面積150平方メートル以上の建物とし、2001年に44人が死亡した新宿歌舞伎町ビル火災を機に、2002年10月に施行された改正消防法により、消防が事前通告なく24時間検査できることとなったほか、建物の使用禁止や障害物除去などの命令を現場の職員の判断で出せるなど、違反是正の権限強化がされたところであります。総務省消防庁の統計によれば、消防法が改正された2002年度における立入検査の実施率は、対象件数約367万件のうちの28.2％で実施されましたが、2019年度は対象件数約422万件に対し、約19.6％の実施率であり、実施率は低下傾向にある状況となっております。そこで、次の2点について質問いたします。

1点目、本組合における立入検査の実施状況と課題について。

2点目、立入検査結果に基づく違反是正指導について。

以上をお伺いして、1回目の質問といたします。

（7番「森田文明議員」降壇）

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

（中村政美消防長登壇）

○中村政美消防長　ご質問の項目に従いまして、順次お答え申し上げます。

はじめに、防火対象物への立入検査と違反是正における本組合の実施状況と課題についてでございますが、過去3年間について申し上げますと、平成30年の立入検査対象物数は3,561件で、実施数は354件、実施率9.9%、令和元年の対象物数は3,627件で、実施数280件、実施率7.7％、令和2年の対象物数は3,659件で、実施数139件、実施率3.8%でございました。

次に、立入検査の課題でございますが、議員お示しの総務省消防庁の統計数値と比較いたしますと、当組合における実施率が低いことが課題の一つでございます。また、不特定多数の人が出入りする雑居ビルなどの複合用途防火対象物につきましては、テナントの入れ替わりが激しい上、未把握のうちに営業を開始していること等が多々ございますことから、全てに対する立入検査が実施できていないのが現状でございます。

さらに、雑居ビルに入居するスナックや飲食店等につきましては、管理権限が異なる上、営業時間につきましても夜間等様々であることから、1つの建物に何回も立ち入ることを要するなど、通常の立入検査とは様態が異なるため、その実態把握に苦慮するとともに、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置状態である重大違反に係る事案を処理するに当たり、必要な調査等に多くの時間を費やすため、通常業務と違反処理業務との並立が困難な状況でありますことから、立入検査の効率化を今後いかに図るかが喫緊の課題であると考えているところでございます。

次に、立入検査結果に基づく違反是正指導についてでございますが、はじめに過去3年間におけます違反是正状況についてお答え申し上げます。平成30年の違反件数は120件で、是正件数64件、是正率53.3%、令和元年の違反件数は126件で、是正件数38件、是正率30.2%、令和2年の違反件数は96件で、是正件数34件、是正率35.4%となっております。これらに対する違反是正指導でございますが、特に人命危険に直接関わる重大違反是正に重点を置き、追跡指導を行うとともに、自動火災報知設備未設置等に係る重大違反対象物を覚知した際には、その違反内容を当組合ホームページにおいて公表しているところでございます。

さらに、防火管理者未選任、消防計画未作成等の事業所に対しますソフト面での違反是正を強化するとともに、継続的に防火管理面の充実強化を図っているところでございます。

以上でございます。

（中村政美消防長降壇）

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　これより一問一答方式により質問させていただきます。

はじめに、立入検査の実施状況と課題に関して伺ってまいります。総務省消防庁は、昨年12月の大阪市北区でのビル火災を受け、雑居ビルに立入検査を実施するよう各都道府県知事宛てに通知したわけでありますが、本組合の立入検査の実施状況について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

大阪市北区のビルと同形態の防火対象物は、坂戸市内に9棟、鶴ヶ島市内に1棟の計10棟でございます。それら10棟に対しまして立入検査を実施したところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　対象となった防火対象物全てについての立入検査を実施したとのことであります。

では、その立入検査の結果について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

10棟中、消防法上の違反があった対象物は8棟、2棟につきましては良好に維持管理されておりました。

なお、主な違反内容でございますが、共有部分への物品存置による避難障害、防火戸の閉鎖障害、消防用設備等の維持管理不適等となっております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　先ほどの1回目の答弁で、防火対象物への立入検査の実施率、これは平成30年が9.9％、令和元年が7.7％、令和2年が3.8％であるとのことであります。この防火対象物への立入検査の詳細については、組合発行の「消防統計」に掲載されておりますので、令和2年版の「消防統計」により質問させていただきますが、令和2年末の管内防火対象物が3,659件で、令和2年中における立入検査の実施件数が139件、実施率が3.8％であります。この実施率の3.8％は、年度は異なりますが、令和元年度における全国平均の実施率約19.6％を大きく下回っている状況にあり、また実施率3.8％では、管内に所在する全ての防火対象物の立入検査が完了するのに約26年要する計算となり、長期間にわたり立入検査が実施されない防火対象物が管内に存在することとなるわけであります。

質問ですが、当組合の実施率は全国平均と比較して著しく低い状況にあるわけでありますが、その要因について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

重大違反に係る事案処理に時間を要したことと、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査実施を自粛していたことが実施率低下の要因でございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　確かに令和2年は、新型コロナウイルスの感染が拡大したわけであり、立入検査を自粛したことは一定の理解はいたしますが、防火対象物の全てが使用停止あるいは運用停止していたわけではなく、稼

動もしていたわけであります。また、新型コロナウイルスの感染拡大前を見ても、平成30年が9.9％、令和元年が7.7％であって、全国平均の19.6％を大きく下回っている、そういったわけであります。

総務省消防庁は、立入検査の実施率が低下している要因について、救急事案数や建物数の増加による人員不足が要因との見解を示しておりますが、本組合では現状において、立入検査をどのような職員体制で実施しているのか伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

本組合の立入検査の職員体制でございますが、消防本部予防課及び各消防署、分署において実施をしております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　立入検査は、消防本部予防課及び各消防署、分署において実施しているとのことであります。

では、この坂戸消防署、東分署、西分署、鶴ヶ島消防署の各消防署及び分署員で実施している立入検査の状況について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

各管轄区域内におきます学校、工場、倉庫、立体駐車場など、非特定防火対象物を対象に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　各消防署、分署員が実施している立入検査は、この不特定多数の人が出入りしている施設等の特定防火対象物ではなく、学校、工場、倉庫等といった非特定防火対象物を対象としているとのことであります。私は、各消防署及び分署職員がそれぞれの管轄区域内の特定、非特定にかかわらず、全て防火対象物を対象に立入検査を実施することで、管内の防火対象物の状況を把握でき、火災発生時にはその情報が迅速な消火活動に役立つものと考えますが、この各消防署及び分署職員による立入検査強化の考えについて伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、警防活動の視点に立った予防業務の推進を図るため、今後は学校、工場、倉庫等の非特定防火対象物に限定せず、多用途への検査実施を視野に入れ、準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　組合として立入検査の強化を図る上で、検査を実施する職員の育成が最も重要であり、必

要であると考えますが、職員育成についての考えについて伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

職員育成についてでございますが、令和2年度から消防署においても、全ての用途における立入検査を実施するための育成を図るため、予防課員による査察員研修を4回実施するとともに、今年度につきましては、予防課員と消防署員が合同で立入検査を行う実地指導を25回行い、火災予防査察に関する知識の底上げを図っているところでございます。さらに、坂戸消防署消防課員による建築基準法等に関する座学も併せて実施をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　本組合として100％は困難としても、少なくとも全国平均の立入検査実施率、約20％に近づけることが必要であると考えます。実施率が20％になれば、5年間で全ての防火対象物の立入検査が完了できるわけであります。今後、当組合としての実施率の目標を定め、例えば5か年の計画期間を定めて、その目標達成に向け取り組むことも必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

先ほど申し上げました職員の知識の向上と査察員としての育成は、令和4年度に終了する予定となっております。したがいまして、令和5年度からは消防署員による立入検査の対象も増え、実施率も向上するものと考えているところでございます。今後におきましては、これらを視野に入れながら、適切な計画を作成し、実施率向上に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　次に、令和2年に実施した139件の立入検査について伺います。

「消防統計」には、消防法施行令に基づき、16項に区分された防火対象物ごとの立入検査件数が掲載され、実施した139件の内訳を見ますと、最も多いのが工場、作業所で34件、次に特定用途が存する複合用途防火対象物で31件、続いて小、中、高、大学等で20件、この上位3施設を合わせて85件、全体の6割を占めておりますが、一方で病院や高齢者等の入所施設は一件も行われていないわけであります。

質問ですが、この防火対象物の対象件数にもよると思いますが、立入検査を実施する上でどのような基準、方針に基づいて、この防火対象物を選定し、実施しているのか伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

防火対象物の選定につきましては、査察計画による実施を基本といたしますが、特に消防用設備等の点検未実施の防火対象物に対しましては、優先的に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　過去において長崎市や札幌市等においてのグループホーム火災あるいは東京都東村山市における特別養護老人ホーム火災では、多くの入所高齢者が犠牲になっているわけであります。特にこうした社会福祉施設には、自力で避難することが困難な方々が入所しており、火災発生は、即入所者の命の危機となるわけであります。自力での避難が可能と思われる小、中、高、大学等へは20件立入検査を実施しているのに、グループホームや特別養護老人ホームといった入所施設に対しては、立入検査が一件も行われていないわけでありますが、その理由について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

査察計画により実施をする予定でございましたが、コロナ禍、施設特有の事情によりまして調整がつかず、実施ができなかったところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　コロナ禍、施設特有の事情により調整がつかず実施できなかったとのことであります。コロナ禍であっても、施設では自主避難ができない高齢者等が生活しているわけであり、職員の感染予防を徹底した上で、理解をいただいて実施すべきであったのではないかとも考えます。

質問ですが、高齢者や障害者等が生活している社会福祉施設に対する立入検査の実施強化に向けての今後の取組について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、自主避難が困難な社会福祉施設に対しましての立入検査の強化は必須であると考えております。今後は、消防署による全ての用途に対する立入検査実施の際は、高齢者や障害者等が生活している社会福祉施設などを最優先とした査察計画を作成し、指導強化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　次に、2項目めの立入検査結果に基づく違反是正指導について伺います。

1回目の答弁では、過去3年間の違反件数、是正件数、是正率を答弁いただきました。1項目めの質問と同様に、令和2年の状況で伺ってまいりますが、はじめに令和2年において139件の立入検査を実施した結果、96件に違反があったと確認され、指導した結果、96件のうち是正されたのは34件、率にして35.4％であったとのことでよろしいのか、確認をさせていただきます。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

議員お示しのとおりでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　令和2年において立入検査を実施した139件のうち96件、約7割に違反が確認されたとのことでありますが、この96件の違反内容については、主にどのような内容の違反だったのか伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

主な違反内容といたしましては、防火対象物使用開始の未届である火災予防条例上の違反が最も多く、続いて消防用設備等の未設置、防火管理者未選任、消防計画未作成、消防用設備等の点検結果未実施または未報告等となっております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　違反内容については理解いたしましたが、1回目の答弁で、違反是正指導は、特に人命危険に直接関わる重大違反の是正に重点を置き、追跡指導を行っているとのことですが、この96件のうち是正されていない62件に対し、是正に向けて具体的にどのような指導を継続して行っているのか伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

是正されていない当該関係者に対しましては、電話による追跡指導を継続的に行っているところでございます。しかしながら、それでも改善に至らない場合は、警告書を交付し、厳正に対応をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　1回目の答弁でありました違反対象物のホームページでの公表に関して伺います。

この公表制度は、平成26年4月から施行された制度で、特定防火対象物で消防用設備等の未設置などの消防法令違反対象物を公表する内容でありまして、本組合では令和2年4月から運用を開始したものと認識しておりますが、これまでの本組合における公表の状況について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

本組合におきます運用開始以降、現在までの公表実績でございますが、4件でございます。内訳といたしましては、遊技場が1件、複合用途防火対象物が3件でございます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　では、このホームページで公表することによっての違反是正の効果について伺います。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

当組合ホームページにおいて公表することによりまして、防火対象物関係者の防火意識の向上につながるとともに、防火対象物の利用者が重大な消防法令違反がある建物の危険性に関する情報を入手することで、その利用について判断が可能となるため、火災被害の軽減が図られます。また、従来違反是正に無関心であった関係者に対しまして、防火対象物の名称等が一定の期間経過後に公表される旨を説示することで、公表前に違反事項が是正されることが期待されます。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員）　人命危険に直接関わる重大な消防法令違反防火対象物の公表は、今後も積極的に行っていくことを望むものであります。

さて、令和2年末の管内防火対象物が3,659件であり、このうちの139件の立入検査を実施した結果、約7割に当たる96件に消防法令違反が確認され、違反是正されたのはそのうちの34件、3割強であります。ということは、この管内防火対象物3,659件の中には、多くの消防法令違反対象物が存在していることが見込まれるわけであります。こうした状況を踏まえれば、立入検査とともに消防法令違反の是正についても強化していく必要があると考えますが、今後における違反是正に向け、どのように取組の強化を図っていく考えなのかお伺いして、一般質問を終わります。

○藤野　登議長　中村消防長、答弁。

○中村政美消防長　お答え申し上げます。

今後におきます違反是正強化に向けた取組についてでございますが、現在予防課における主な業務は、防火指導、建築同意、危険物規制のほか、特定・非特定防火対象物に対する立入検査と違反処理に関する職務を執行している状況でございます。先ほどから申し上げておりますとおり、令和5年度より、予防課が実施していた立入検査の対象物の多くを消防署に移管することで、より多くの防火対象物に立入検査を実施することが可能となります。このことによりまして、消防署員の査察執行に関する知識及び質の向上が図られるとともに、予防課においては、これまでの立入検査に費やした時間を違反処理に重点を置くことが可能となり、違反是正強化につながるものと考えております。

今後におきましても、立入検査の実施率向上並びに消防法令違反に対するさらなる是正強化を図るため、その取組につきましては継続して努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野　登議長　よろしいですか。

○7番（森田文明議員）　終わります。

○藤野　登議長　以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

（藤野　登議長起立）

○藤野　登議長　閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げます。

立春も過ぎ、梅の開花の便りも聞こえてまいりましたが、まだまだ新型コロナウイルスの猛威は一向に衰えを見せておりません。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のこととは存じますが、くれぐれも健康にはご留意いただきまして、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

（藤野　登議長着席）

◇

◎管理者の挨拶

○藤野　登議長　石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石川管理者。

（石川　清管理者登壇）

○石川　清管理者　議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜りまして、提出議案につきまして原案どおり可決をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、11月議会定例会以降の各種事業及び火災等の概要につきましてご報告を申し上げます。はじめに、1月26日に開催されました第43回埼玉県消防職員意見発表会に、当消防組合を代表し、消防本部予防課予防担当の瀧澤消防士が出場し、見事優良賞を受賞いたしました。

次に、火災件数でありますが、昨年1月から12月までの1年間の総数は59件で、前年と比較いたしますと10件の増となっております。このうち建物火災は33件で、前年と比較いたしますと7件の増でありました。なお、本年1月は4件で、前年比1件の減となっております。

次に、救急出場件数でありますが、昨年1年間の総数は7,801件で、前年と比較いたしますと566件の増となり、一日平均では21.3件となりました。また、本年1月は722件で、前年比79件の増となっております。

新型コロナウイルス感染症も変異株でありますオミクロン株の出現により、まだまだ収束が見えない状況でありますが、火災をはじめとする災害態様も複雑多様化の傾向にあることから、今後におきましても各種災害に的確に対応し、住民の負託に応えるべく万全を期してまいる所存でありますので、議員皆様には変わらざるご支援、ご指導をお願い申し上げるものでございます。

ここに、議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、議員皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。

（石川　清管理者降壇）

◇

◎閉議及び閉会の宣告　　（午前11時47分）

○藤野　登議長　これをもちまして、令和4年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。